

各位

2024年9月26日  
SANEI株式会社公正取引委員会からの勧告について

本日、2024年9月26日、SANEI株式会社（以下、「当社」といいます。）は、公正取引委員会から下請代金支払遅延等防止法（以下、「下請法」といいます。）に基づく勧告（以下、「本勧告」といいます。）を受けました。

お取引先様をはじめとする関係者の皆様には、ご迷惑とご心配をおかけしましたことを心よりお詫び申し上げます。

## 1. 本勧告の対象となった事実

## ①「仕入割引」による下請代金の減額

当社は、下請法上の下請事業者と認定されたお取引先様（以下、「対象事業者様」といいます。）との取引において、「仕入割引」として下請代金の額から減額しておりました。本勧告では、対象事業者様の責めに帰すべき理由がないのに下請代金の額を減じていたとして、下請法第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）の規定に違反すると判断されたものです。なお、本違反行為の対象期間は2022年7月から2024年1月まで、減じた額は4,709,138円、対象事業者様は10社となっております。

## ②金型保管費用等の未払い

当社は、当社が販売する又は製造を請け負う水栓金具等について、その製造の一部を対象事業者様に委託しており、製造に使用する当社所有の金型を対象事業者様に貸与しておりました。本勧告では、対象金型を用いて製造する水栓金具等の発注を長期間行わないにも関わらず、対象金型を無償で保管していただくとともに、対象金型の現状確認等の棚卸し作業を1年間当たり1回行っていただいていたことが、下請法第4条第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）の規定に違反すると判断されたものです。なお、本違反行為の対象期間は遅くとも2022年7月以降、対象となる金型数は692型、対象事業者様は50社となっております。

## 2. 本勧告に対する当社の対応

当社は、本勧告を厳粛に受け止め、「仕入割引」による下請代金の減額を行った対象事業者様に対し、下請代金の減額に該当すると判断された金額の全額をすでに返金させていただいており、併せて対象事業者様に対する「仕入割引」を行う運用を廃止しております。

また、対象金型を無償で保管させたこと等による費用に相当する額については、公正取引委員会の確認を得た後、速やかに対象事業者様にお支払いすることとしております。なお、対象となる金型のうち182型については2023年7月31日から2024年4月5日までの間に、廃棄の対応を既に実施しております。

当社では、常日頃、ご協力、ご支援いただいている対象事業者様との取引において、本勧告を受けるに至った事態を大変重く受け止めております。今後の取引において、下請事業者様の責めに帰すべき理由がないのに下請代金の額を減じることや、下請事業者様の利益を不当に害することのないよう、当社取締役会の決議により確認するとともに、社内において下請法の研修を行うなど、社内体制の整備のために必要な措置を講じ、役員及び従業員に周知徹底の上、コンプライアンスの一層の強化ならびに運用の改善と再発防止に努めてまいります。

以上

本件に関するお問合せ先

SANE I 株式会社 コーポレート本部

電話番号：06-6972-5955（9:00-17:00 ※土曜・日曜・祝祭日を除く）